

STOP!  
感染拡大

# 新型コロナウイルスワクチン 3回目の接種券をお送りします

パンフレット

新型コロナウイルスワクチンの3回目接種券は2回目の接種を完了した順に、住民票の住所へお送りします。3回目接種券と予診票は一体となっていますので、切り離さずにご使用ください。1月下旬にパンフレット(ピンク色の表紙)を全戸配布しましたので、そちらもご覧ください。

なお、医療従事者や重症化の危険性が高い高齢者施設入所者、65歳以上のかたは、接種間隔を6か月に短縮し、そのほかのかたは、接種間隔を7か月に短縮することが可能となりました。それに合わせて、対象となるかたには接種券の発送準備が整い次第順次お送りします。

\* 8か月以上経過しても接種券が届かない場合は、ワクチン接種コールセンターへご連絡ください。

◆接種券が届いたかたは、下記のワクチン予約サポートセンター(窓口)、専用ウェブサイトまたはコールセンター(電話)でご予約ください



## 新たにワクチン予約サポートセンターを 各市民サービスセンターなどに開設しました

専用ウェブサイトや電話での予約でお困りのかたのために、下記の施設でスタッフが予約支援(代理予約)を行う「ワクチン予約サポートセンター」を開設しました。希望されるかたは直接会場へお越しください。詳しくは、1月下旬に全戸配布したパンフレットをご確認ください。

**受付日時** 毎週火～金曜(祝日も実施)、9:30～17:00 …開設は4月29日(金)まで

**受付会場** 中央・東部・西部・北部・河辺・雄和の各市民サービスセンター、  
南部市民サービスセンター別館、  
河辺岩見三内地区コミュニティセンター、大正寺連絡所

\* 各施設への直接の問い合わせはご遠慮ください。電話での問い合わせは、ワクチン接種コールセンターへお願いします。なお、予約状況によっては、希望どおりの日時に予約できない場合があります。

専用ウェブサイト  
<https://acity-va.com>  
最新情報はこちらから  
ご覧になれます



秋田市新型コロナウイルスワクチン接種  
コールセンター(平日9:00～18:00)  
**☎0120-73-8970**

▶聴覚に障がいのあるかたや、電話での問い合わせが難しいかたはFAXでも受け付けています。  
健康管理課FAX(883)1158

◆発熱などの症状があり受診を希望する場合は、まずはかかりつけ医に必ず電話でご相談ください

かかりつけ医がいないなど、医療機関に迷う場合は、下記の「あきた新型コロナ受診相談センター」へご相談ください。紹介された医療機関を受診する際は、必ず事前に受診先へ電話してください。

☎(866)7050/24時間対応    ☎0570-011-567/8:00～17:00    ☎(895)9176/8:00～17:00

手洗いの徹底

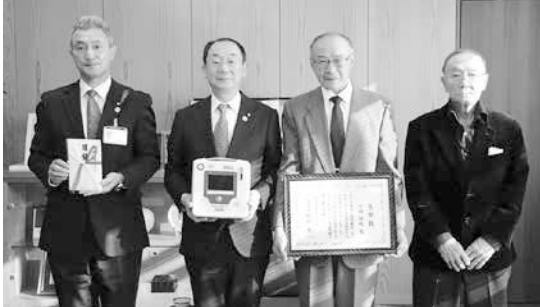
3密(密閉・密集・密接)を避ける

咳エチケットを忘れずに



## 市政トピックス

### 寄付ありがとうございます



昨年12月28日の贈呈式で、穂積市長の右が下田明敏さん、右端が同席された親戚の尾形 勉さん、左端が工藤消防長

秋田市在住の下田明敏さんから秋田市へ、応急手当普及啓発活動支援のため、訓練用AED(自動体外式除細動器)10台とパッド10枚を寄付していただきました。

消防本部救急課☎(823)4019

### 新たな誓い！ 大人への一步



落ち着いた雰囲気の良い式典となりました

1月9日、新成人のつどいをCNAアリーナ★あきたで開催しました。新型コロナウイルスの影響により2年ぶりの開催となった今年は、感染症対策のため、出身中学校ごとに午前、午後の2回に分けて実施しました。

合計2,013人の新成人が式典に参加し、大人への新たな一步をみんなでお祝い！ 式典後、会場では久しぶりの再会を喜ぶ姿があらこちらで見られ、記念撮影をしたり、お互いの近況を報告したりと、マスクをしていてもはっきり分かる笑顔で、話に花を咲かせている様子が印象的でした。

生涯学習室☎(888)5810

## 秋田市独自！

### 国の給付金を受給できなかった子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症経済対策である国の「子育て世帯臨時特別給付金」について、対象となる児童を養育しているものの、離婚などにより受給することができなかった養育者へ、児童1人あたり10万円を支給します。詳しくは、市ホームページ(広報ID番号 1033038)をご覧ください。

#### 下記①～③のすべてを満たすかたが対象です

- ①国の「子育て世帯臨時特別給付金」の基準日以降の離婚などにより、支給日時点で対象児童を養育しているが給付金を受給できなかったかた
- ②児童手当(特例給付を除く)受給者もしくはそれに準ずる所得のかた
- ③昨年9月30日現在および申請時点で秋田市の住民基本台帳に登録されていて、すでに別居しているかた

**申請方法**▶市ホームページから申請書をダウンロードし必要事項を書いて、必要書類と一緒に2月28日(月)(当日消印有効)までに、子ども総務課へ提出してください

問い合わせ▶子ども総務課☎(888)5690

下記の2つの給付金の申請期限は2月28日(月)です  
申請がまだのかたはお忘れなく

◆**子育て世帯臨時特別給付金**▶国の経済対策として、平成15年4月2日～令和4年3月31日に出生した児童を養育しているかたへ支給される給付金です。児童1人あたり10万円。詳しくは、市ホームページをご覧ください。広報ID番号 1032289

問い合わせ▶子ども総務課☎(888)5699

\*児童手当を受給していて申請不要な世帯には、すでに昨年12月、児童手当の口座に支給済みです。

\*市外にお住まいの平成15年4月2日～18年4月1日に出生した児童を監護・養育しているかたは、申請書が届かない場合がありますので、子ども総務課へお問い合わせください。

◆**子育て世帯生活支援特別給付金**▶新型コロナウイルスの影響で、収入の減少などが生じている子育て世帯を支援するための給付金です。児童1人あたり5万円。  
①ひとり親世帯と②ひとり親世帯以外で対象が異なります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

広報ID番号 ①1029051、②1029683

問い合わせ▶子ども総務課☎(888)5697

\*この給付金は、昨年4月から実施しているものです。